

令和 6 年

第 4 回
石川町議会定例会提出議案書

令和 6 年 6 月 6 日提出

第4回石川町議会定例会提出議案

報告第 1号	令和5年度石川町一般会計繰越明許費繰越計算書について	1
報告第 2号	令和5年度石川町一般会計事故繰越し繰越計算書について	3
報告第 3号	令和5年度石川町宅地造成事業特別会計 繰越明許費繰越計算書について	4
報告第 4号	令和5年度石川町水道事業会計予算繰越計算書について	5
議案第32号	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度石川町一般会計補正予算－第1号)	6
議案第33号	石川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第34号	石川町税条例の一部を改正する条例	13
議案第35号	令和6年度石川町一般会計補正予算（第2号）	39
議案第36号	令和6年度石川町国民健康保険 特別会計補正予算（第1号）	39
議案第37号	令和6年度石川町後期高齢者医療 特別会計補正予算（第1号）	39

報告第 1 号

令和 5 年度石川町一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和 5 年度石川町一般会計予算のうち、繰越明許費に係る経費を次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

石川町長職務代理者 石川町副町長 首藤 剛太郎

令和 5 年度石川町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源				
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
2 総務費	1 総務管理費	生活支援商品券発行事業	円 22,104,000	円 4,104,000	円	円 4,104,000	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	第 6 次総合計画後期基本計画冊子印刷業務委託料	円 2,200,000	円 2,200,000					円 2,200,000	
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍システム改修委託料	円 6,633,000	円 6,633,000		円 6,633,000	円	円	円	
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム改修委託料	円 2,629,000	円 2,629,000		円 2,629,000	円	円	円	
3 民生費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	円 40,100,000	円 1,050,000		円 1,050,000	円	円	円	
3 民生費	2 児童福祉費	保育施設整備事業	円 993,833,000	円 611,163,000		円 583,500,000	円	円	円 27,663,000	

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県 支出金	地方債	その他	
4 衛生費	1 保健衛 生費	健康いしか わ21計画及 び関連計画 策定に係る 調査業務委 託料	円 4,459,000	円 3,740,000	円	円	円	円	円 3,740,000
6 農林水産 業費	1 農業費	道の駅整備 事業	39,629,000	39,629,000			21,900,000		17,729,000
6 農林水産 業費	1 農業費	国営造成施 設維持管理 適正化事業	821,000	821,000			700,000		121,000
6 農林水産 業費	1 農業費	農業競争力 強化農地整 備事業	5,810,000	5,810,000		5,810,000			
8 土木費	2 道路橋 りょう 費	道路新設改 良事業	44,340,000	44,340,000			44,200,000		140,000

報告第 2 号

令和 5 年度石川町一般会計事故繰越し繰越計算書について

令和 5 年度石川町一般会計予算のうち、事故繰越しに係る経費を次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

石川町長職務代理者 石川町副町長 首藤 剛太郎

令和 5 年度石川町一般会計事故繰越し繰越計算書

款 項	事業 名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明
			支出済額	支出 未済額			既收入 特定財 源	未収入特定財源	一般 財 源		
2 1 総務費	I R U 光 フ ア イ バ 支 障 移 転 工 事	円	円	円	円	円	円	円	円	円	移転先の確定に不測の時間を要したため
				1,279,000		1,279,000		1,279,000		1,279,000	
6 1 農林水産業費	道の駅整備事業										物件等の移転に不測の時間を要したため
			279,944,000	195,820,000	84,124,000		84,124,000		83,800,000	54,000	

報告第 3号

令和5年度石川町宅地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

令和5年度石川町宅地造成事業特別会計予算のうち、繰越明許費に係る経費を次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和6年 6月 6日提出

石川町長職務代理者 石川町副町長 首藤 剛太郎

令和5年度石川町宅地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款 項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					一般財源	
				既 収 入 特定財源	未収入特定財源			そ の 他		
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
2 事業費	1 団地造成費	住宅団地造成事業	円 31,500,000	円 28,160,000	円 28,160,000	円	円	円	円	

報告第 4 号

令和 5 年度石川町水道事業会計予算繰越計算書について

令和 5 年度石川町水道事業会計予算のうち、繰越額に係る経費を次のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

石川町長職務代理者 石川町副町長 首藤 剛太郎

令和 5 年度石川町水道事業会計予算繰越計算書

款項	事業名	予算計上額	支払義務 発生(見込)額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する 棚卸資産の 購入限度額	説明
					当年度損益 勘定留保 資金	資本剰余金	利益剰余金	地方公営 企業債	他会計 繰入金			
1 資本的支出	1 浄水場改修工事設計委託	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	当該事業に係る 急速ろ過池改修 工事詳細設計業 務委託契約につ いて令和5年度内 に支払義務が生 じなかつたため
		37,545,000	37,545,000	37,545,000	37,545,000	0	0	0	0	0	0	0

議案第32号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年 6月 6日提出

石川町長職務代理者 石川町副町長 首藤 剛太郎

専決第 2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により「令和6年度石川町一般会計補正予算－第1号」を別冊のとおり専決処分する。

令和6年 5月20日

石川町長職務代理者 石川町副町長 首藤 剛太郎

提案理由

石川町長選挙にかかる経費について所要の予算措置を行ったため。

議案第33号

石川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年 6月 6日提出

石川町長職務代理者 石川町副町長 首藤 剛太郎

石川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

石川町長等の給与に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 町長等に対しては、第2条に定める給料のほかに石川町職員の給与に関する条例（昭和41年石川町条例第6号）の適用を受ける町職員（以下「町職員」という。）の例により、通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。<u>この場合において、期末手当の額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で町長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の16.5を乗じて得た額に、その支給割合を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 町長等に対しては、第2条に定める給料のほかに石川町職員の給与に関する条例（昭和41年石川町条例第6号）の適用を受ける町職員（以下「町職員」という。）の例により、通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。</p>
<p>(追加)</p>	<p><u>(給与の支給の一時差し止め)</u></p> <p>第5条 町長は、第3条及び前条の規定にかかわらず、町長等が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けたときは、当該身体の拘束を受けた日から身体の拘束を解かれる日までの期間（以下「逮捕等期間」という。）に係る町長等の給料の支給を一時差し止めるものとする。</p>

現行	改正案
	<p>2 <u>前項の規定による給料の支給を一時差し止める処分（以下この条において「給料の一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該給料の一時差止処分後の事情の変化を理由に、町長に対し、その取消しを申し立てることができる。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により一時差し止める給料の額は、各月における逮捕等期間の日数（町長等の給料の支給期日以後に逮捕等期間が始まったときの当該支給期日の属する月の逮捕等期間の日数を除く。）に応じて、当該逮捕等期間の属する月の現日数（月の初日から末日までの間において町長等の職に就いていない期間があるときは、当該町長等の職に就いていない期間の日数を現日数から差し引いた日数）を基礎として日割りにより計算して得た額とする。</u></p> <p>4 <u>町長は、給料の一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該給料の一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、給料の一時差止処分を受けた者が刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが給料の一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>（1） <u>給料の一時差止処分を受けた者について、当該給料の一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合</u></p> <p>（2） <u>給料の一時差止処分を受けた者について、当該給料の一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し無罪の判決（無罪の判決と同様の効果を有するものを含む。）が確定した場合</u></p> <p>（3） <u>給料の一時差止処分を受けた者につ</u></p>

現行	改正案
(追加)	<p><u>いて、当該給料の一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく身体を拘束する処分を受けた日から起算して1年を経過した場合</u></p> <p><u>5 前項の規定は、町長が、給料の一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、給料の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該給料の一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。</u></p> <p><u>6 町長は、給料の一時差止処分を行う場合は、当該給料の一時差止処分を受けるべき者に対し、当該給料の一時差止処分の際、給料の一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。</u></p> <p><u>(給料の不支給)</u></p> <p><u>第6条 町長等が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、当該各号に定める期間に係る給料を支給しない。</u></p> <p><u>(1) 刑事事件により有罪の判決が確定した場合 逮捕等期間</u></p> <p><u>(2) 刑事事件の刑の執行のため刑事施設に拘置された場合 当該刑事施設に拘置された期間</u></p> <p><u>(3) 刑事事件について罰金又は料金の言渡しを受け、これらを完納しないことにより労役場に留置された場合 当該労役場に留置された期間</u></p> <p><u>2 前条第3項の規定は、前項の規定により支給しないこととする給料の額について準用する。この場合において、同条第3項中「日数(町長等の給料の支給期日以後に逮捕等期間が始まったときの当該支給期日の属する月の逮捕等期間の日数を除く。)」とあるのは、「日数」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定により支給しないこととする給料のうち既に支給された給料があるときは、当該給料の支給を受けた者は、これら</u></p>

現行	改正案
(追加)	<p><u>を返納しなければならない。</u></p> <p><u>(期末手当)</u></p> <p><u>第7条 町長等で、6月1日及び12月1日</u> <u>(以下これらの日を「基準日」という。)に</u> <u>それぞれ在職する者に、期末手当を支給す</u> <u>る。これらの基準日前1箇月以内に任期が満</u> <u>了し、退職し、失職(公職選挙法(昭和25</u> <u>年法律第100号)第11条第1項各号若し</u> <u>くは同法第252条又は政治資金規正法(昭</u> <u>和23年法律第194号)第28条の規定に</u> <u>該当して失職した場合を除く。次項において</u> <u>同じ。)し、解職され、又は死亡した者(こ</u> <u>れらの基準日において、この項前段の規定の</u> <u>適用を受ける者を除く。)についても同様と</u> <u>する。</u></p> <p><u>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在</u> <u>(前項後段に規定する者にあっては、任期が</u> <u>満了し、退職し、失職し、解職され、又は死</u> <u>亡した日現在)において町長等が受けるべき</u> <u>給料の月額と、その額に100分の15を乗</u> <u>じて得た額との合計額に100分の167.</u> <u>5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内</u> <u>の期間におけるその者の在職期間の次の各</u> <u>号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割</u> <u>合を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 6箇月 100分の100</u></p> <p><u>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の</u> <u>80</u></p> <p><u>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の</u> <u>60</u></p> <p><u>(4) 3箇月未満 100分の30</u></p> <p><u>(期末手当の支給の一時差し止め)</u></p> <p><u>第8条 町長等は、次の各号のいずれかに該当</u> <u>するときは、前条の規定にかかわらず、町長</u> <u>等(同条第1項後段の規定に該当する町長等</u> <u>を含む。以下この条において同じ。)の当該</u> <u>各号の基準日に係る期末手当の支給を一時</u> <u>差し止めるものとする。</u></p>
(追加)	

現行	改正案
(追加)	<p>(1) 町長等に、基準日前6月以内又は基準日から町長等に当該基準日に係る期末手当を支給すべき日（以下「支給日」という。）の前日までの期間において逮捕等期間がある場合で、当該身体の拘束を受けた理由となった行為に係る刑事事件に関する判決が確定していないとき。</p> <p>(2) 基準日前6月以内又は基準日から支給日の前日までの期間において、町長等から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する町民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるととき。</p> <p>2 第5条第2項の規定は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「期末手当の一時差止処分」という。）を受けた者について準用する。</p> <p>3 第1項の規定により一時差し止める期末手当の額は、期末手当の額の全額とする。</p> <p>4 第5条第4項から第6項までの規定は、期末手当の一時差止処分について準用する。この場合において、同条第4項第3号中「受けた日」とあるのは、「受けた日又は第8条第1項第2号の規定に該当するに至った日」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（期末手当の不支給）</p> <p>第9条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第3条及び第4条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号の規定に該当する者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）を支給しない。</p> <p>(1) 基準日から支給日の前日までの間に懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2) 基準日から支給日の前日までの間に</p>

現行	改正案
	<p><u>公職選挙法第111条第1項各号若しくは同法第252条又は政治資金規正法第28条の規定に該当して失職した者</u></p> <p><u>(3) 期末手当の一時差止処分を受けた者</u> <u>(当該処分を取り消された者を除く。)で、</u> <u>刑事事件により有罪の判決が確定したも</u> <u>の</u></p> <p><u>(4) 基準日前6月以内又は基準日から支</u> <u>給日の前日までの間に刑事事件により有</u> <u>罪の判決が確定した者で、その者に対し期</u> <u>末手当を支給することが、公務に対する町</u> <u>民の信頼を確保し、期末手当に関する制度</u> <u>の適正かつ円滑な実施を維持する上で重</u> <u>大な支障を生ずると認めるもの(前号に規</u> <u>定する者を除く。)</u></p> <p><u>2 前項の規定により支給しないこととする</u> <u>期末手当のうち既に支給された期末手当が</u> <u>あるときは、当該期末手当の支給を受けた者</u> <u>は、これを返納しなければならない。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

町長及び副町長等に支給する給料、および期末手当について支給の一層の適正化を図り、もって公務に対する町民の信頼確保に資するため、その支給要件を改めるための改正

議案第34号

石川町税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年 6月 6日提出

石川町長職務代理者 石川町副町長 首藤 剛太郎

石川町税条例の一部を改正する条例

石川町税条例（昭和30年条例第31号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金<u>若しくは金銭</u>を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。ただし、次の各号において規定する寄附金のうち、福島県条例（昭和25年福島県条例第50号）第26条の3の規定により、個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定を受けたものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる寄附金</p>	<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金_____を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。ただし、次の各号において規定する寄附金のうち、福島県条例（昭和25年福島県条例第50号）第26条の3の規定により、個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定を受けたものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために</p>

現行	改正案
<p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(町民税の減免)</p> <p>第 51 条 略</p> <p>2 前項の規定によつて町民税の減免を受けようとする者は、納期限（前日）までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>	<p>支出した当該公益信託に係る信託事務に関する寄付金</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(町民税の減免)</p> <p>第 51 条 略</p> <p>2 前項の規定により町民税の減免を受けようとする者は、納期限（前日）までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。<u>ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p>
<p>(1)～(3) 略</p> <p>3 第 1 項の規定によつて町民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>第 56 条 法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 4 号に、償却資産については第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 64 条第 4 項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条の公的医療機関の開設者、令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定す</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>3 第 1 項の規定により町民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>第 56 条 法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 4 号に、償却資産については第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 152 条第 5 項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条の公的医療機関の開設者、令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定す</p>

現行	改正案
<p>る非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略 (固定資産税の減免)</p> <p>第71条 略</p> <p>2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限(前日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>	<p>る非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略 (固定資産税の減免)</p> <p>第71条 略</p> <p>2 前項の規定により 固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限(前日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p>
<p>(1)～(5) 略</p> <p>3 第1項の規定によつて固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p>	<p>(1)～(5) 略</p> <p>3 第1項の規定により 固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には 、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p>

現行	改正案
<p>第 139 条の 3 略</p> <p>2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限(前日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 第 1 項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p><u>(公益法人等に係る町民税の課税の特例)</u></p> <p><u>第 4 条の 2 当分の間、租税特別措置法第 40 条第 3 項後段 (同条第 6 項から第 10 項まで及び第 11 項 (同条第 12 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。) の規定によりみなして適用する場合を含む。) の規定の適用を受けた同法第 40 条第 3 項に規定する公益法人等 (同条第 6 項から第 11 項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。) を同条第 3 項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第 3 条の 2 の 3 で定めるところにより、これに同項に規定する財産 (同法第 40 条第 6 項から第 11 項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。) に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。</u></p>	<p>第 139 条の 3 略</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限(前日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 第 1 項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p><u>(令和 6 年度分の個人の町民税の特別税額控除)</u></p> <p><u>第 7 条の 5 令和 6 年度分の個人の町民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び</u></p>

現行	改正案
	<p>第5項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</p> <p>（令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例）</p> <p>第7条の6 令和6年度分の個人の町民税に限り、個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</p> <p>（1）特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の町民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民</p>

現行	改正案
	<p>税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。</p> <p>(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を</p>

現行	改正案
	<p><u>控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。</u></p> <p><u>(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。</u></p> <p><u>(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。</u></p> <p><u>2 令和6年度分の個人の町民税(第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなつたものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。</u> <u>(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例)</u></p> <p><u>第7条の7 令和6年度分の個人の町民</u></p>

現行	改正案
	<p>税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の町民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額については、次に定めるところによる。</p> <p>（1）特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）</p>

現行	改正案
	<p>に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>（2）特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当</p>

現行	改正案
	<p>該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人</p>

現行	改正案
	<p>の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。</p> <p>3 令和6年度分の個人の町民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の町民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の</p>

現行	改正案
	<p><u>全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。</u> <u>以下この項において「分割金額」という。)</u> <u>に 2 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額</u> <u>(以下この項において「10 月分金額」という。) に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の 10 月分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p><u>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の 10 月分金額以上であり、かつ、その者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間における税額はないものとし、同年 12 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間においてはその者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p><u>(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間における税額はないものとし、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の第 47 条の 5 第 2 項の規定により読み替えられた第 47 条</u></p>

現行	改正案
	<p><u>の 2 第 1 項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における第 47 条の 4 の規定の適用については、同条第 2 項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第 7 条の 7 第 3 項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。</u></p> <p><u>5 令和 6 年度分の個人の町民税につき第 47 条の 6 第 1 項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(令和 7 年度分の個人の町民税の特別税額控除)</u></p> <p><u>第 7 条の 8 令和 7 年度分の個人の町民税に限り、法附則第 5 条の 12 第 3 項及び第 4 項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和 7 年度分特別税額控除額を、同条第 3 項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第 34 条の 3、第 34 条の 6 から第 34 条の 9 まで、附則第 5 条第 2 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項、附則第 7 条の 4 及び附則第 9 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p>
<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第 6 条第 5 項に規定する場合において、第 36 条の 2 第 1 項の</p>	<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第 6 条第 5 項に規定する場合において、第 36 条の 2 第 1 項の</p>

現行	改正案
<p>規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び<u>前条</u>の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができます。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、<u>同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」とする</u>。</p> <p>—。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 法附則第15条第2項1項に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>2~13 略</p> <p>14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>16 空欄</p> <p>17 法附則第15条第25項第3号イに規</p>	<p>規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び<u>附則第7条の4</u>の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができます。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、<u>附則第7条の5第1項及び前条</u>の規定の適用については、<u>第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 法附則第15条第2項1号に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>2~13 略</p> <p>14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。</p> <p>15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>17 空欄</p> <p>18 法附則第15条第25項第4号イに規</p>

現行	改正案
定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 <u>18 法附則第15条第25項第3号口に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>20 略</u> <u>21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>22 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>24 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は6分の1とする。</u> <u>25 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>26 及び 27 略</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2 略	定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 <u>19 法附則第15条第25項第4号口に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>21 略</u> <u>22 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>23 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>24 空欄</u> <u>25 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は6分の1とする。</u> <u>26 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>27 及び 28 略</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2 略 <u>3 町長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律</u> <u>(平成20年法律第87号) 第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15</u>

現行	改正案
	<u>条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</u>
<u>3～5 略</u>	<u>4～6 略</u>
<u>6 略</u>	<u>7 空欄</u>
<u>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</u>	<u>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</u>
<u>(1)～(7) 略</u>	<u>(1)～(7) 略</u>
<u>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</u>	<u>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</u>
<u>(1)～(6) 略</u>	<u>(1)～(6) 略</u>
<u>9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u>	<u>11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</u>
<u>(1)～(6) 略</u>	<u>(1)～(6) 略</u>
<u>10 法附則第15条の9の2第4項に規定</u>	<u>12 法附則第15条の9の2第4項に規定</u>

現行	改正案
<p>する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>11</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>（土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p> <p>第11条 略</p> <p>（令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例）</p> <p>第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落</p>	<p>する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>13 空欄</p> <p><u>14</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>（土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p> <p>第11条 略</p> <p>（令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例）</p> <p>第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落</p>

現行	改正案
<p>し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であつて、<u>令和5年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分</u>の固定資産税の特例）</p> <p>第12条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る<u>令和4年度分の固定資産税</u>にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（<u>令和3年度分の固定資産税</u>にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等</p>	<p>し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和7年度分又は令和8年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地</u>であつて、<u>令和8年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の固定資産税の特例）</p> <p>第12条 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5 _____ を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受</p>

現行	改正案
<p>が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>

現行	改正案
<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</u></p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</u></p> <p>（農地に対して課する<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>）</p> <p>第 13 条 農地に係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の</u></p>	<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る<u>令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</u></p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る<u>令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</u></p> <p>（農地に対して課する<u>令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>）</p> <p>第 13 条 農地に係る<u>令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の</u></p>

現行	改正案
<p>固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この項において同じ。)</u>に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額<u>(令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)</u>を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第 15 条 附則第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等（附則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の特別土地保有税について</u>は、第 137 条第 1 号及び第 140 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から<u>令和 6 年 3 月 31</u> 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 137 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に 2</p>	<p>固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額<u>_____）</u>に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額<u>_____</u>を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第 15 条 附則第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等（附則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の特別土地保有税について</u>は、第 137 条第 1 号及び第 140 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から<u>令和 9 年 3 月 31</u> 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 137 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に 2</p>

現行	改正案
<p>分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4 略 (長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p>	<p>分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>4 略 (長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p>

現行	改正案
3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略	3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u> (短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)
第18条 略 2～4 略 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略	第18条 略 2～4 略 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u> (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)
第19条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略	第19条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u> (先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)
第20条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第	第20条 略

現行	改正案
<p>33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 7 に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 3 に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）</p> <p>第 20 条の 2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 及び 4 略</p> <p>5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	
	<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）</p> <p>第 20 条の 2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3 及び 4 略</p> <p>5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の</u></p>

現行	改正案
	<u>5 第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。</u>
(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) 第20条の3 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略	(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) 第20条の3 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u>
3及び4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略	3及び4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。</u>
6 略	6 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第34条の7第1項の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の石川町

税条例第34条の7第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第2号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の石川町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法及び関係法令の改正等に伴い所要の改正を行うため。

議案第 35 号

令和 6 年度石川町一般会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

石川町長職務代理者 石川町副町長 首藤 剛太郎

議案第 36 号

令和 6 年度石川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

石川町長職務代理者 石川町副町長 首藤 剛太郎

議案第 37 号

令和 6 年度石川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

石川町長職務代理者 石川町副町長 首藤 剛太郎